

## 下水道事業における企業債と長期貸付けについて

### ○企業債（地方債）について

企業債（地方債）とは、地方公営企業（地方公共団体）が、国や金融機関などから長期に借りる借入金

※地方債の発行は、原則は認められていないが、公営企業に要する経費については例外的に認められているものです。（地方財政法第5条ただし書）

#### (1)対象経費

下水道事業における建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費

→資本費平準化債は、建設改良費に準じるものとして規定されている経費です。（地方債に関する省令第12条）

→財源不足に充当するためのいわゆる「赤字地方債」は原則として発行できません。

#### (2)主な役割

- ・支出と収入の年度間調整（財政負担を後年度に平準化）
- ・施設の耐用年数に応じた返済により、住民負担の世代間の公平性を確保

### ○長期貸付けについて

地方公営企業は、一般会計又は他の特別会計から長期の貸付けを受けることができるとされています。（同一地方公共団体内での資金の貸し借り）

借入の条件については、借入先との合意により決定します。

#### 地方公営企業法（抜粋）

##### （長期貸付け）

第18条の2 地方公共団体は、第17条の2第1項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

※長期：1年を超える期間（一時借入金に対応する概念）